



宜水総審第1号
令和元年9月30日

宜野湾市上下水道事業管理者
上下水道局長 島袋 清松 殿

宜野湾市上下水道料金等審議会
会長

平

月



宜野湾市水道料金及び下水道使用料の見直しについて（答申）

令和元年6月3日付け宜水総第93号により諮問のありましたみだしの件について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、宜野湾市上下水道料金等審議会規程第2条に基づき別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

当審議会は、本市の水道料金及び下水道使用料の見直しについて審議を行いました。

現在、水道事業においては、経営の状況は他市町村と比較しても健全化が図られていると思われます。今後の新設事業や耐震化事業等に多額の費用が必要となるものの最小限の企業債を活用することで、経営の健全化は維持できるものと考えます。そのため、当審議会としては、今回、水道料金についての見直しを実施しないことと決定致しました。

一方、下水道事業においては、平成30年度に地方公営企業法の全部を適用したところであり、経営の見える化を図るべくスタートしたところでもあります。しかしながら、事業開始当初から地方公営企業として企業会計を実施してきた水道事業と異なり、建設改良費等の各種積立金の額も十分とは言えない状況であり、今後の新設事業や耐震化事業等に必要な多額の費用を捻出することは困難であると考えられます。また、当該事業は一般会計からの多額な繰入金に依存しており、特に基準外繰入については、本来なら、市長部局の他の事業において活用できたものと思慮致します。

以上のことから当審議会においては下水道事業の今後の経営状況や下水道使用者の負担などを総合的に検討した結果、下水道使用料の単価を15円程度(約18%)値上げ改定することとし、別紙「下水道使用料改定表」のとおり変更することが妥当であると考えます。なお、当審議会は次のとおり付帯意見を付することと致します。

付帯意見

1. 下水道使用料の改定にあたり、使用者に理解を得られるよう、その理由の丁寧な説明、周知活動を図ること。
2. 水道料金及び下水道使用料の見直し期間を3年から5年とし、定期的に見直しを実施すること。
3. 経営健全化を図るため、接続補助金等を新設するなどし、一層の接続率向上を図ること。
4. 事業を包括的に民間委託するなど、支出の抑制に効果的な施策等の検討及び実施に努めること。
5. 水道事業及び下水道事業の経営状況を市民に公表すること。

別紙

下水道使用料改定表

(税抜額)

| 種別 | 区分 | 水量(1箇月につき) | 使用料 | | |
|------|--------------------|--------------------------|------|-------|-----|
| | | | 現行 | 改定(案) | 差額 |
| 一般汚水 | 基本 | 8立方メートルまで | 500円 | 500円 | 0円 |
| | 超過 (1立方メートルにつき) | 8立方メートルを超え30立方メートルまで | 70円 | 85円 | 15円 |
| | | 30立方メートルを超え50立方メートルまで | 80円 | 95円 | 15円 |
| | | 50立方メートルを超え100立方メートルまで | 92円 | 105円 | 13円 |
| | | 100立方メートルを超え300立方メートルまで | 102円 | 115円 | 13円 |
| | | 300立方メートルを超え500立方メートルまで | 112円 | 120円 | 8円 |
| | | 500立方メートルを超え1000立方メートルまで | 135円 | 137円 | 2円 |
| | | 1000立方メートルを超えるもの | 140円 | 141円 | 1円 |

宜野湾市上下水道料金等審議会

会 長 平 剛

副会長 福里 清孝

委 員 加藤 壮一

委 員 波平 道子

委 員 森田 進

委 員 宮城 恵美子

計 6 名